

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
魚津市	片貝地区 (道坂、貝田新、島尻、東城、黒谷、山女、平沢、大菅沼、東蔵)	令和3年3月31日	令和3年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	213.04 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者の耕作面積の合計	115.69 ha
③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	58.86 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	38.07 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	20.79 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6.00 ha
⑤-1 当該地区の受け手の耕作面積(現状経営面積)	79.79 ha
⑤-2 当該地区の受け手の経営体数	8経営体
⑥-1 当該地区の近い将来の出し手の耕作面積(アンケートで「後継者がいないと回答した者」)	71.2 ha
⑥-2 当該地区の近い将来の出し手の農業者数(アンケートで「後継者がいないと回答した者」)	58人
⑦ ⑤+⑥	150.99 ha
⑧ ⑦/①	70.87%
(備考)	

注1: ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引き受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題※耕地面積は農地台帳による。耕作面積は、水田営農計画データによる。

片貝地区の耕地面積213.04haのうち、認定農業者等、担い手となる農業者の耕作面積は79.79haとなっており、集積率は37.45%となっている。

地区内に1つの集落営農組織、6名の認定農業者がいる。認定農業者のうち、50代が2名、20代が1名と比較的若い世代がいることから、**担い手は十分確保**されている。しかしながら、後継者がいないとする認定農業者も多数いることから、その後継者について検討する必要がある。

道坂・貝田新地区を除く地区は全て中山間集落に該当する。また、黒谷、山女、平沢、大菅沼、東蔵地区は、基準単収のグループCに属するなど、市内の平地地域集落に比べ水稻の生産性が劣る。加えて、イノシシ、サルによる鳥獣被害も多い。こうしたことから、新たな入作者等の急激な増加は困難であると思われる。

しかしながら、片貝地区の農地を維持・発展するため、**既存の地区内の認定農業者等といった担い手への農地の集積・集約化を進めると同時に、新たな受け手が参入しやすいよう基盤整備の実施や新たな営農組織の設立の検討**を行い、**入作者の受け入れを積極的に進めていく**必要がある。

一部地区においては、山林の様相を呈している農地が多く、農地台帳上の農地面積と耕作面積に乖離があると考えられることから、**非農地等の判断等**も適宜行っていく。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

※耕地面積は農地台帳による。耕作面積は、水田営農計画データによる。

(道坂)

道坂地区の耕作面積は27.80ha。うち、49.89%にあたる13.87haについて《**個人名等のため非公開**》が耕作している。

引き続き、地区内で耕作している**認定農業者等を地域の農業の中心経営体として位置付け、農地中間管理機構を活用し集積・集約化を進めていく**とともに、**後継者等の育成や新たな入作者の受け入れを促進する。**

近隣地区と連携又は新たな集落営農組織の設立について検討する。

既に基盤整備も完了していることから、地権者等の同意を得ながら更なる農地利用の最適化・効率化を図るため、**スマート農業の導入について検討する。**

(貝田新)

貝田新地区の耕地面積は8.66ha。うち、56.47%にあたる4.89haについて、《**個人名等のため非公開**》が耕作している。

引き続き、地区内で耕作している**認定農業者等を地域の農業の中心経営体として位置付け、農地中間管理機構を活用し集積・集約化を進めていく**とともに、**後継者等の育成や新たな入作者の受け入れを促進する。**

近隣地区と連携又は新たな集落営農組織の設立について検討する。

新たな担い手の受け入れを促進策として、**他地区と共同で行う基盤整備の是非についても検討する。**

(島尻)

島尻地区の耕地面積は78.75ha。うち、35.23%にあたる27.74haについて、《**個人名等のため非公開**》が耕作している。

島尻地区は片貝地区の認定農業者等の多くが耕作しているものの後継者について喫緊の課題となっている。

こうしたことから、**認定農業者等を引き続きに地区の中心経営体と位置づけ、農地中間管理機構を活用し集積・集約化を進めるとともに、併せて積極的に新たな入作者の促進するとともに、受け入れの促進策として他地区と共同で行う基盤整備等の是非について検討する。**

(東城)

東城地区の耕地面積は49.42ha。うち、32.09%にあたる15.86haについて、《**個人名等のため非公開**》が耕作している。**認定農業者等を引き続きに地区の中心経営体と位置づけ、農地中間管理機構を活用し集積・集約化を進めるとともに、新たな受け手の受け入れを促進していく。**

また、既に基盤整備も完了していることから、地権者等の同意を得ながら更なる農地利用の最適化・効率化を図るため、**スマート農業の導入について検討する。**

当該地区においては、山林の様相を呈している農地が多く、農地台帳上の農地面積と耕作面積に乖離があると考えられることから、**非農地等の判断等**も適宜行っていく。

(黒谷・山女)

黒谷・山女地区の耕地面積は16.61ha。うち、56.17%にあたる9.33haについて《**個人名等のため非公開**》が耕作している。

引き続き地域農業の中心経営体と位置づけ、農地中間管理機構を活用し集積・集約化を進めていく。

新たな入作者の促進を図る。

新たな営農組織の設立や他地区の営農組合等との連携も検討する必要がある。

(平沢)

平沢地区の耕地面積は5.34ha。うち、0.04haについて**《個人名等のため非公開》**が景観作物等を耕作し管理している。

他地区と連携した営農組合の設立、基盤整備の実施について検討する。

地区の荒廃農地発生防止及び農地維持のため、**多面的機能発揮事業の活用を検討**する。

当該地区においては、山林の様相を呈している農地が多く、農地台帳上の農地面積と耕作面積に乖離があると考えられることから、**非農地等の判断等も適宜**行っていく。

(大菅沼)

大菅沼地区の耕地面積は9.52ha。うち、認定農業者等が耕作する農地はない。また、耕作している農業者も高齢となり、後継者がいない状況となっている。

こうしたことから、大菅沼地区の農地の後継者について、**他地区との集落営農組織との連携、新たな受け手の創出、受け入れを検討**するとともに、**同地区の農業のありかたについて検討**する必要がある。

新たな受け手が農作業しやすいよう、地権者の同意を得ながら**スマート農業の導入を検討**する。

当該地区においては、山林の様相を呈している農地が多く、農地台帳上の農地面積と耕作面積に乖離があると考えられることから、**非農地等の判断等も適宜**行っていく。

(東蔵)

東蔵地区の耕地面積は16.94ha。うち、45.45%にあたる7.70haについて、**《個人名等のため非公開》**が耕作している。

同地区は市内でも最も山間部に位置し、基準単収もCグループに属するなど平場集落に比べ水稻の生産性も低い。こうしたことから、**引き続き認定農業者の理解を得ながら地区の中心経営体と位置づけ、農地中間管理機構を活用し集積・集約化を進めるとともに、新たな入作者の受け入れを促進**する。

引き続き、**多面的機能支払交付金を活用し**、地区内の**農地維持及び荒廃農地発生防止**を図る。

当該地区においては、山林の様相を呈している農地が多く、農地台帳上の農地面積と耕作面積に乖離があると考えられることから、**非農地等の判断等も適宜**行っていく。

注1: 中心経営体への農地の集積化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確認され、実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考)中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	7.41 ha	主穀作 (水稻ほか)	7.71 ha	道坂
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	4.27 ha	主穀作 (水稻ほか)	5.27 ha	東城
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	7.63 ha	主穀作 (水稻ほか)	8.63 ha	道坂、貝田新、島尻
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	7.85 ha	主穀作 (水稻ほか)	8.85 ha	島尻
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	38.24 ha	主穀作 (水稻ほか)	38.74 ha	道坂、貝田新、島尻、東城、黒谷、山女、東蔵、平沢
集	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	8.48 ha	主穀作 (水稻ほか)	9.48 ha	島尻、東城、東蔵
	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	3.72 ha	主穀作 (水稻ほか)	4.72 ha	道坂、貝田新、島尻
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	2.19 ha	主穀作 (水稻ほか)	2.39 ha	道坂、貝田新、島尻
計	8経営体	-	79.79 ha	-	85.79 ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄については、プランの対象地域内における中心経営体の経営面積を記載します。